

第5 総務部の補助金について

1. 総務部学事法制課の補助金

(1) 群馬県私立学校教育振興費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日及び施行年月日の記載、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項1)

第4の第2項参照。

(イ) 本件補助金交付先団体の運営と経営状況の確認(意見1)

結論：補助金額の相当性の検討の際には、補助金交付先団体の運営と経営状況の確認を十分に行うべきである。

説明：本件補助金は、私立学校を設置する学校法人A(仮称)に対する運営費補助金である。法人の収入は大半が寄附金、国庫補助金、県補助金で構成されており、県も5240万円の補助金を支出している。本件補助金は、人件費等の経常的経費を補助対象としているが、学校法人Aの運営状況は厳しいとみられ、実質的に県から概算払いを受けた3668万円で短期借入金を返済し、資金繰りができている状況である。この運営状況につき、学校法人Aに経営改善に関する報告書を提出させたことはあるとのことだが、補助金額の相当性を検討するためにも、報告書に示されたことが実行されているか等、経営改善状況の確認を十分に行う必要がある。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、私立学校教育の振興を図るため、県内に所在する一定の要件を満たす私立学校を設置する法人に対し、予算の範囲内において、その経常的経費を対象として私立学校教育振興費補助金を交付するものとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県私立学校教育振興費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の算定方法、経費等は以下のとおりである。

- i 下表左欄に掲げる経費の合計額とする。ただし、それぞれの支出科目に応じ、右欄に掲げる経費については補助対象から除く。

補助対象経費	補助対象から除く経費
人件費支出	給与規程に定めがなく、かつ理事会の議決も経ていない手当等の支出に係る経費
経費支出	
設備関係支出	車輛支出
借入金等利息支出	学校設置に伴い借り入れられた長期借入金で、県が認めていないものに係る利息

- ii 補助金額は、法人の設置する学校ごとに、予算の範囲内において知事の定める額に生徒

実員数（生徒実員数が学則上の収容定員を上回る場合においては、収容定員）を乗じて得た額と、上記 i で得た補助対象経費総額とのいずれか少ない額を限度とし算定するものとする。

(エ) 本件補助金の支出先

学校法人 A である。補助事業者における補助事業の遂行能力については、実績報告書、現地調査等により確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

具体的な交付金額は、当該年度の収支予算状況等を考慮して算出されている。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成 6 年度に開始され、21 年継続している。これまで、単価減額の見直しがされたことはない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成 23 年度	46,060	42,112
平成 24 年度	48,692	39,480
平成 25 年度	43,428	47,376
平成 26 年度	47,442	48,797
平成 27 年度	55,243	52,409

(キ) 本件補助金の区分・態様

運営費補助であり、算定の方式は、単価×生徒数である。

(ク) 本件補助金の負担関係

県補助の他に国の運営費補助がある。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ 0.1 人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年度の 5 月 10 日までに実績報告書が提出され、実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証は、毎年 6、7 月頃に行う現地調査のときに行う。検証の結果、誤りが発見されたことはない。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認がなされている。

本件補助金の交付により期待される効果は、教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び学校経営の健全化が図られ、建学の精神に基づく適正な運営が行われることである。

具体的な成果指標は定められておらず、補助金の効果について、特段の評価は実施されていない。

(2) 群馬県私立学校教育振興費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項2）

第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、私立学校教育の振興を図るため、県内に所在する私立高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校若しくは幼稚園又は私立各種学校若しくは私立専修学校を設置する法人に対し、予算の範囲内において、その経常的経費を対象として私立学校教育振興費補助金を交付するものとされている。

本件補助金の補助対象事業は専修学校、各種学校の運営であり、補助対象事業者は各学校法人である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県私立学校教育振興費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

各種学校を設置する法人に対する補助金の算定は、法人の設置する学校ごとに均等割による。

専修学校を設置する法人に対する補助金の算定方法、経費等は以下のとおりである。

I 補助対象経費

i 人件費（役員報酬を除く。）

ii 教育研究経費

iii 管理経費

iv 借入金等利息

v 設備関係支出（車輛支出を除く。）

上記にかかわらず他の補助事業等の対象となる経費は、補助対象から除かれる。

II 卒業者に大学入学資格が与えられる私立専修学校の高等課程分の算定

i 各学校の補助金額は、生徒定員数割とし、生徒1人当たりの額は、予算に定める額とする。ただし、1校当たりの補助金額は、III i に定める額を下らないものとする。

ii 生徒定員数は、当該年度の5月1日の定員（生徒が定員に満たない場合は、実員）とする。

III 卒業者に専門士、高度専門士の称号が付与される私立専修学校の専門課程分の算定

各学校の補助金額は、次によって算出した均等割及び生徒定員数割の合計額とする。

i 均等割

法人の設置する学校ごとに定額とし、その額は、各種学校との均衡を考慮して定めるものとする。

ii 生徒定員数割

$(\text{予算執行額} - \text{均等割総額}) / \text{補助対象校の生徒総定員数} \times \text{当該学校の生徒定員数}$

※ 生徒定員数割は、当該年度の5月1日の実員40人を超える学校とする。生徒定員数は、当該年度の5月1日の生徒が定員（生徒が定員に満たない場合は、実員）から40人を除いた人数とし、生徒総定員数は、生徒定員数の合計とする。

IV II・III以外の私立専修学校分の算定

各学校の補助金額は、Ⅲ i の均等割及びⅢ ii によって算出した生徒定員数割の合計額とする。ただし、進学又は補習を目的とした教育を行う学校（予備校）については、均等割のみとする。

(エ) 本件補助金の支出先

県内の専修学校・各種学校を運営する23学校法人である。支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金に関する情報は、辞退している学校を除き、県内に所在する専修学校・各種学校に対して周知されている。交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

当該年度の収支予算状況等から算出している。財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和49年度に開始され、41年継続している。これまで、大きな見直しが行われたことはない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	232,406	212,514
平成24年度	246,017	227,255
平成25年度	251,286	245,801
平成26年度	272,695	246,949
平成27年度	264,551	213,583

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は運営費補助であり、専修学校の高等課程は、単価×生徒数、専門課程は、1校あたり均等割+単価×生徒数、各種学校の一般は、1校あたり均等割、外国人学校は、単価×生徒数である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.15人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年度の5月10日までに実績報告書を提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めるほか、現地調査を行っている。

(サ) 本件補助金の事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が実施されている。現地調査は、一校につき3、4年に一回の頻度である。本件補助金により期待される効果は、教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び学校経営の健全化が図られ、建学の精神に基づく適正な運営が行われることである。具体的な成果指標は定めておらず、特段の事後的評価は実施してい

ないが、交付先に経営改善に関する報告書を提出させたことはある。

(3) 群馬県私学団体研修事業費等補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項3）
第4の第2項参照。

(イ) 交付対象団体を再考すべきであること（意見2）

結論：公益社団法人群馬県珠算連盟を対象団体とすることにつき再考すべきである。

説明：本件補助金は、私立学校教育の振興を図るという点に目的があり、各教育課程に対応した私学団体（連盟、協会、連合会等）を対象として補助金を交付するものである。しかるに、要綱上、公益社団法人群馬県珠算連盟が補助対象事業者として挙げられているが、他の私学団体と比較して私学の振興という点からは補助金交付目的との関連性が希薄である。珠算学校の多くが各種学校として認可され、同連盟の会員であった時期もあったが、当時とは状況も異なり、珠算に限定して交付していることから、平等性、公平性という点からも問題がある。

厳しい財政状況の中、他の私学団体同様、これまで縮減してきたとのことであるが、上記観点からは、同連盟に対する補助金交付の廃止も含めて再検討すべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県知事は、私立学校（私立専修学校及び私立各種学校を含む。以下同じ。）教育の振興を図るため、公益財団法人群馬県私学振興会、群馬県私立中学高等学校協会、一般社団法人群馬県私立幼稚園・認定こども園協会、一般社団法人群馬県専修学校各種学校連合会、群馬県私立大学協会及び公益社団法人群馬県珠算連盟（以下「私学団体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

補助対象事業は、①私立学校教職員の資質向上のために行う研修会、研究会、講演会及び講習会等の事業、②教育環境の情報提供や児童、生徒の修学機会拡大のために行う各学校の教育に関する情報を広報する事業である（要綱第2条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県私学団体研修事業費等補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

算定方法、上限額は要綱上定められておらず、補助対象経費は、要綱第2条に掲げる事業に要する講師謝金、講師旅費、会場費、印刷代、需用費及び役務費（広告料に限る。）である（要綱第3条）。補助割合については要綱上定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

公益財団法人群馬県私学振興会ほか5団体であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱に記載する6団体に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

当該年度の収支予算状況等から算出される。財源は一般財源である。支出前に、支出の効

果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和45年度に開始され、45年継続している。これまで、減額の検討を継続しているが、廃止の検討は行われていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	3,120	3,120
平成24年度	2,780	2,595
平成25年度	2,321	2,320
平成26年度	1,962	1,962
平成27年度	1,859	1,859

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、平成27年度事業においては、12万3000円から6万3000円の範囲内における定額補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年度の4月末日までに実績報告書を提出するものとされている(要綱第8条)。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。現地調査は行っていない。本件補助金により期待される効果は、私学全体の振興という点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(4) 群馬県私立学校教職員退職金資金等補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項4)
第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、私立学校(私立専修学校及び私立各種学校を含む。以下同じ。)教育の振興を図るため公益財団法人群馬県私学振興会(以下「振興会」という。)が行う事業に対し予算の範囲内において補助金を交付するとされている(要綱第1条)。

補助対象事業は、振興会が行う私立学校教職員退職金資金等給付事業である(要綱第2条)。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県私立学校教職員退職金資金等補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

算定方法、上限額は要綱上定められていない。補助対象経費は、振興会が行う私立学校教職員退職金資金等給付事業である。補助割合については要綱上定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

振興会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により振興会に限定している。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

標準給与年額に対して1000分の22（地方交付税単価は36）を乗じることにより算出される。財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成19年度に開始され、8年継続している。これまで、減額の検討が継続され、平成26年度にも補助割合の見直しが行われているが、廃止の検討は行われていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	220,459	215,887
平成24年度	217,312	217,312
平成25年度	195,807	195,807
平成26年度	180,700	180,070
平成27年度	181,266	181,266

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、振興会が行う私立学校教職員退職金資金等の給付に要する経費の一部に充当するものであり、前年度の10月現在の標準給与年額の1000分の22を基準とする定率補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

年度終了後2月以内に知事に実績報告書を提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 本件補助金の事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、私学全体の振興という点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(5) 日本私立学校振興・共済事業団補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助額についての検討を続けるべきであること（意見3）

結論：補助額について検討を続けるべきである。

説明：本件補助金は、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号、以下「法」という。）第35条第4項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の共済業務に係る経費の一部を負担するものである。しかるに、同項は「補助することができる」として許容するに過ぎないこと、同法に基づき事業団に対する補助金が国庫から支出されていること、その他共済金収入等が存在すること等に鑑み、補助金額の相当性につき、引き続き検討を重ねるべきである。その際には、他の地方公共団体等との比較も行い、補助割合についても、状況に応じて逐一見直しを行うべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本件補助金は、法第35条第4項の規定により、事業団が行う業務に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものである（要綱第1）。

補助対象事業は、私立学校及び事業団の施設に勤務する教職員で、かつ、事業団に加入している者に対する長期給付業務である（要綱第2）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、日本私立学校振興・共済事業団補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額は、法第22条の規定に基づき計算した加入者の標準給与の月額を当該年度における全加入者の年間合計額に1000分の8を乗じて得た額の範囲内とされている（要綱第3）。

補助対象経費は、私立学校及び事業団の施設に勤務する教職員で、かつ、事業団に加入している者に対する長期給付の業務に要する経費の一部である。

(エ) 本件補助金の支出先

事業団であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により事業団に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

標準給与月額を当該年度の年間合計額に1000分の8を乗じることにより算出される。財源は、一般財源。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和53年度に開始され、37年継続している。これまで、大きな見直しが行われたことはなく、廃止の検討はされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	87,876	85,522
平成24年度	89,887	85,240
平成25年度	89,370	84,365

平成26年度	88,276	84,233
平成27年度	89,789	84,991

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、私立学校及び事業団の施設に勤務する教職員で、かつ、事業団に加入している者に対する長期給付業務に対する補助金であり、標準給与月額の前年度の年間合計額に1000分の8を基準とする定率補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了の日から50日以内に知事へ実績報告書を提出するものとされている。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、私学全体の振興という点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(6) 群馬県私立学校等施設・設備資金利子補給事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項5）

第4の第2項参照。

(イ) 本件補助金の廃止を検討すべきであること（意見4）

結論：本件補助金の廃止を検討すべきである。

説明：私立学校等の施設・設備の整備を促進し、もって私学振興を図るという本件補助金の目的は、私立学校等の設備等充実が早急な課題であった、本件補助金制度開始当初、昭和58年度時点においては相当程度重要な意義を有していた。しかし、現在では私学においてももはや基本的施設・設備の整備は整っており、当初の補助金制度設置目的は果たしていると言える。

また、私学振興に関する補助金が多岐にわたっていること、本件補助金の利用件数が減少していることから、本件補助金が存する意義はもはや乏しい。

平成25年度以降の新規融資に関しては補助金を支出しない旨の判断をしているが、より早い段階で当該判断を検討すべきであったとも言える。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、私立学校等の施設・設備の整備を促進し、私学教育の振興に資するため、公益財団法人群馬県私学振興会（以下「振興会」という。）の金融機関への利子補給事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとしている（要綱第1条）。

補助対象事業は、振興会が行う金融機関の私立学校等の施設・設備の整備に要する資金の融資に対する利子補給事業である（要綱第3条第1項）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県私立学校等施設・設備資金利子補給事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

算定方法・上限額は要綱上定められていない。

補助対象経費は、補助対象事業に要する利子補給の経費である。ただし、利子補給の割合が年0.60%を超える部分に係る経費及び融資の返還を延滞した期間の利子補給に係る経費は除くものとされている（要綱第3条第2項）。

補助割合は要綱上定められていない。

補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに実績報告書を知事に提出する（要綱第7条）。

(エ) 本件補助金の支出先

振興会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により振興会に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

平成22年度融資、23年度融資、24年度融資分に関して利子補給率を乗じて算出。平成22年度及び23年度については0.65%、24年度については0.6%。財源は、一般財源。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和58年度に開始され、32年継続している。

平成25年度以降の新規融資に関しては補助金を支出しないこととなった。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	2,288	1,995
平成24年度	1,926	1,732
平成25年度	1,307	1,078
平成26年度	556	529
平成27年度	391	235

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、利子補助であり、0.6%の利子補給率を基準とする定率補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに実績報告書を提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、私立学校の施設・設備の充実という点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(7) 群馬県私立高等学校等入学金減免事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること（指摘事項6）

第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

この補助金は、群馬県内に私立高等学校等を設置する者（以下「学校設置者」という。）が経済的理由により就学が困難である者に対して行う入学金減免事業に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助することにより、教育費の負担軽減及び私立学校教育の振興を図ることを目的とするものである（要綱第2条）。

補助対象事業は、学校設置者の行う入学金減免事業であり、次の各号のすべてに該当する者に対する事業である（要綱第4条）。

一 第一学年に入学した者（編入学又は転入学した者を含む。）

二 入学金の納付を要する者

三 法第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして特に経済的負担を軽減する必要があると認められる者

四 過去にこの補助金の対象事業として入学金を減免されたことのない者

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県私立高等学校等入学金減免事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

算定方法・上限額は要綱上定められていない。

補助対象経費は、学校設置者が要綱第4条の入学金減免事業により免除または軽減した額である（要綱第5条）。補助割合は要綱上定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

学校法人共愛学園ほか12学校法人、1一般社団法人であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の交付申請書の提出については、各学校設置者に文書により通知している。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

保護者等の市町村民税所得割が非課税の場合、上限6万円、100円以上5万1300円未満の場合、上限3万円として算出される。財源は、一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成22年度に開始され、5年継続している。これまで大きな見直しがされたことはなく、廃止の検討もされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	32,580	31,893
平成24年度	33,600	33,712
平成25年度	40,920	28,735
平成26年度	33,540	40,735
平成27年度	42,177	39,508

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、①保護者等の市町村民税所得割が非課税の場合には6万円、②保護者等の市町村民税所得割が100円以上5万1300円未満には3万円の、定額補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後1月以内、又は翌年度の4月5日までに実績報告書を提出するものとされている。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めるほか、現地調査を行っている。

(サ) 本件補助金の事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は、教育費の負担軽減及び私立学校教育の振興を図るといふ点にあるとされるが、特段の評価は実施されていない。

(8) 群馬県施設型給付費等補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 公印押印年月日、公印区分及び施行区分の記載が欠けていること(指摘事項7)
第4の第2項参照。

(イ) 実績報告書の提出期限に関する要綱の文言を見直すべきこと(意見5)

結論：実績報告の提出期限に係る要綱第10条の文言を見直すべきである。

説明：群馬県施設型給付費等補助金交付要綱第10条は、実績報告書の提出時期に関し、「この補助金の交付決定を受けた市町村長は、補助事業が完了した日から起算して30日

以内の日又は交付決定の日の属する翌年度の4月30日（第5条（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には当該承認通知を受理した日から30日以内）までに、様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。」と規定されている。

しかるに、期限に関する文言については、30日以内…に提出、とするか、30日を経過した日…までに提出、とするのが正確である。30日以内の日…までに提出、との文言は不正確であり、これらについては、要綱上統一すべきである。

また、「交付決定の日の属する翌年度」との文言も不正確であり、「交付決定のあった日の属する年度の翌年度」と改めるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

本件補助金は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第9条第4項の規定に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を補助することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とするものである（要綱第2条）。

補助対象事業は、市町村が行う給付費支給事業である。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県施設型給付費等補助金交付要綱

（ウ）本件補助金支出の決定過程の概要

事業実施主体は市町村、補助率は2分の1であり、補助対象経費ごとの補助基準を基礎として算出される（要綱第4条）。

補助対象経費及び補助基準は以下のとおりである。

補助対象経費	補助基準
1号認定子どもに係る費用のうち、法第27条第1項に係る施設型給付費	法附則第9条第1項第1号ロの規定により市町村が定めた額。ただし、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号。以下「基準」という。）第2条の規定による額（公定価格）から法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除した額を上限とする。
1号認定子どもに係る費用のうち、法第28条第1項第1号に係る特例施設型給付費（特定教育・保育）	法附則第9条第1項第2号イ（2）の規定により市町村が定めた額。ただし、基準第2条の規定による額（公定価格）から法附則第9条第1項第2号イ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除した額を上限とする。
1号認定子どもに係る費用のうち、法第28条第1項第2号に係る特	法附則第9条第1項第2号ロ（2）の規定により市町村が定めた額。ただし、基準第3条の規定による額（公定価格）から法附則第9条第1項第2号ロ（1）に規定する内閣総

例施設型給付費〈特別利用保育〉	理大臣が定める基準により算定した額を控除した額を上限とする。
1号認定子どもに係る費用のうち、法第30条第1項第2号に係る特例地域型保育給付費〈特別利用地域型保育〉	法附則第9条第1項第3号イ(2)の規定により市町村が定めた額。ただし、基準第6条の規定による額(公定価格)から法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除した額を上限とする。
1号認定子どもに係る費用のうち、法第30条第1項第4号に係る特例地域型保育給付費〈特例保育〉	法附則第9条第1項第3号ロ(2)の規定により市町村が定めた額。ただし、基準第8条の規定による額(公定価格)から法附則第9条第1項第3号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除した額を上限とする。

(エ) 本件補助金の支出先

前橋市ほか23市町村である。本件補助金は1号認定子どもに係る費用に関する補助金であり、県内35市町村の内、11市町村は域内に1号認定子どもが所在しないことから申請が無く、残り24市町村に対して補助している。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告書等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

1号認定子どもに関しての費用負担構造は以下のとおりである。

(地方単独費用部分) 「公定価格」と「国庫負担対象額」の差額、地域の実情等を参酌して市町村が定める額 市町村負担+都道府県補助 【市町村：都道府県＝1：1】
(全国統一費用部分) 【国：都道府県：市町村＝2：1：1】
利用者負担(応能負担) 国の基準を限度として、保護者世帯の所得等を勘案して市町村が定める額

1号認定子どもの公定価格(上記合計額)は、72.5%が利用者負担と施設型給付費(全国統一費用部分)、27.5%が施設型給付費(地方単独費用部分)とされており、このうち、施設型給付費(地方単独費用部分)の2分の1を市町村に補助する。すなわち、公定価格の13.75%が補助対象額となる。

財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は監査対象年度に始まった新設の補助金である。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—

平成25年度	—	—
平成26年度	—	—
平成27年度	515,000	510,090

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、1号認定子どもに係る費用の一部を補助する施設型給付費であり、補助対象経費の2分の1以内で補助する定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業が完了した日から起算して30日以内、または翌年度の4月30日までに提出するものとされている（要綱第10条）。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金により期待される効果は法目的である、子ども・子育て支援制度を確立し、子どもの教育環境の充実に資するという点にあるとされるが、特段の評価は実施していない。

2. 総務部税務課の補助金

(1) 群馬県喫煙マナーアップ推進事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金の目的と補助事業の関係（意見6）

結論：本件補助金の目的について、何故群馬県喫煙マナーアップ推進協議会に補助金を支出することが地方財政の経済的向上になるのか明確になるよう交付要領を改定すべきである。

説明：本件補助金の目的は地方財政の経済的向上であるが、本件補助金の対象となる補助事業には①喫煙マナーアップ推進に関する事業と②たばこ税の税込確保に関する事業がある。②が本件補助金の目的に適うのは分かるが、①は本件補助金の目的とどのように関係するのか、一見すると、分かりづらい。ましてや、本件補助金の交付先である群馬県喫煙マナーアップ推進協議会の活動状況は専ら①であり、群馬県喫煙マナーアップ推進協議会への補助金支出が、何故、地方財政の経済的向上に資するのか、交付要領の補助金の目的に示す必要がある。

群馬県のたばこ税の税込は年間24億円程度であり、貴重な県税収入となっている。例えば、定価440円の一般の紙巻たばこが販売されると、うち約33円が消費税及び地方消費税となる他、約106円が国たばこ税、約16円がたばこ特別税（国税）、約17円が県たばこ税、約105円が市町村たばこ税となり、たばこが販売されればされるほど、国だけで

なく地方自治体にとっても税収増となり、地方財政の経済的向上に資することになる。

しかし、他方で、県民の健康志向の高まりなどで喫煙場所が減り続け、喫煙者が非喫煙者から忌避される傾向があり、たばこの消費量が減少してしまう虞がある。そこで、喫煙者のマナーの向上を図る活動に補助金を支給し、非喫煙者に迷惑を掛けずに喫煙がなされるよう環境を整えていくことを奨励することで、たばこの消費量の維持向上に繋がり、たばこ税の税収増を通じて地方財政の経済的地位向上が図られるとのことである。

そうであるならば、本件補助金が喫煙マナーの向上を通じてたばこの消費量の維持向上を図り、たばこ税の税収増を企図していることを交付要領に明示すべきである。

(イ) 本件補助金の効果について（意見7）

結論：本件補助金の効果には一見すると疑問があり、効果測定を具体的にを行うよう努める必要がある。

説明：本件補助金は、毎年、50万円ずつ群馬県喫煙マナーアップ推進協議会（以下「協議会」という。）に対して交付されており、協議会では会員からの会費と合わせて自らの事業費に充てている。協議会の事業費をみると、1本356円ののぼり旗1326本を購入するのに47万2056円（消費税別）、1枚3.7円のカートンポリ袋13万2600枚を購入するのに49万620円（消費税別）が使われている。

のぼり旗は零細なたばこ販売店などの店頭になげられ、遠くから見ても目立ち、それを見た喫煙者の購買意欲をそそる効果もないとはいえず、たばこの消費量の維持向上を通じた税収確保に資するといえないこともない。しかし、「喫煙マナーを守りましょう。」と印刷されたポリ袋を大量に配布することにはいかなる効果が認められるのか判然とせず、それによって、配布地域のたばこのポイ捨てが減少した、たばこの売上が増加した、などの何らかの数値が示されないと、効果があったと判断することはできないのではないかとと思われる。本件補助金の存続を志向するのであれば、支出の効果を具体的に測定することは必要である。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

日本たばこ産業株式会社上信越支社及び上信越たばこ販売協同組合連合会群馬県支部によって構成される群馬県喫煙マナーアップ推進協議会（以下「協議会」という。）に対し、協議会の行う事業について支援し、もって地方財政の経済的向上を目的とするものである。

交付対象事業は①喫煙マナーアップ推進に関する事業と②たばこ税の税収確保に関する事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県喫煙マナーアップ推進事業補助金交付要領

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額については、「予算の範囲内において、協議会の年間の事業計画実施に要する経費のうち知事が定めた金額」と要領上定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

群馬県喫煙マナーアップ推進協議会であり、支出先への県有施設の貸与はない。交付条件を満たす者は同協議会のみであり、県内に支出の対象となる他の相手先は存在し得ない。

交付先における補助事業の遂行能力について、特段の検討は行っていない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

本年度については、収入 110 万円（群馬県の補助金 50 万円＋各組合の会費 60 万円）－事業費 103 万 9690 円（のぼり旗 47 万 2056 円＋カートンポリ袋 49 万 620 円＋消費税 7 万 7014 円）であり、収入で支出を賄っている。

財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成 23 年度に開始され、4 年継続している。これまで大きな見直しがされたことはなく、廃止の検討もされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成 23 年度	500	500
平成 24 年度	500	500
平成 25 年度	500	500
平成 26 年度	500	500
平成 27 年度	500	500

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が 100% 負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ 0.01 人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

協議会は、年度終了後 2 か月以内の実績報告書を提出するものとされている（要領第 9 条）。実績報告書については、支出内容や金額の正確性等が検証されている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われていたが、特段の事後的評価はなされていない。

「喫煙マナーを守りましょう。」と印刷されたポリ袋を大量に配布することの効果測定が不十分と考えられる。これにより配布地域のたばこのポイ捨てが減少した、たばこの売上が増加した、などの何らかの数値を示すことが必要である。

3. 総務部消防保安課の補助金

(1) 群馬県消防協会事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 本件補助金の算定方法・上限額・補助対象経費の範囲が定められていないこと（意見 8）

結論：本件補助金の算定方法・上限額・補助対象経費の範囲を交付要綱に定めておくべき

である。

説明：本件補助金の交付要綱には、補助事業の範囲と補助率（「10／10以内」）の定めはあるものの、補助金の算定方法・上限額・補助対象経費の範囲が定められていない。

各補助金の予算は、予算編成過程や議会の議決を経て決定されるので、事業費補助の建前と合わない、恣意的な補助金額の決定がなされる虞はないとはいえようが、補助金交付の基準となるべき交付要綱が簡素過ぎることは問題である。毎年の予算獲得状況によって交付要綱を改定しなくてよいように概括的に定めているのかもしれないが、予算変動によって交付要綱を改定していく方が補助金執行の実務としては、あるべき姿に近いといえる。

（イ）補助金額固定化の懸念（意見9）

結論：予算編成過程の事業評価とは別に本件補助金自体の見直し作業も行うべきである。

説明：本件補助金は、前述のように、算定方法・上限額・補助対象経費の範囲が交付要綱上は明確に定められていない上、直近5年間において予算額と執行額も同額で一定となっている。そのような状況で、見直しの経緯はないとのことであり、予算編成通知において、予算要求に当たって担当部局において本件補助金を含む事業自体の効果の検討はなされているであろうことを勘案したとしても、当該事業の一部である補助金が固定化され、所与のものとされる虞がないとはいえない。限られた財源の中で、結果として毎年度予算額が同額となることもあり得るが、それも補助金の必要性・相当性を見直しがあってはじめて分かることである。本件補助金の意義・目的の高度の公益性を考慮しても、尚、本件補助金自体の見直し作業は省くべきでないといえる。

（ウ）実績報告書に関する要綱の文言の不正確性（意見10）

結論：実績報告の提出期限に係る要綱第7条の文言を見直すべきである。

説明：要綱第7条は、「知事は、規則第11条の規定により、補助事業の実績を報告する場合は、実績報告書（様式4）に決算書を添えて、当該年度の次の年度の5月15日までに知事に提出しなければならない。」旨規定する。しかし、実績報告を行うのは知事ではなく補助事業者であるから、「知事は」を「補助事業者は」に改めるべきである。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

知事は、公益財団法人群馬県消防協会（以下、「消防協会」という。）が、行う消防行政についての啓発、周知並びに振興等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとされている。

補助事業の範囲は、以下のとおりである。

- ①消防職団員の教育訓練等を行うこと
- ②消防に係る調査研究に関すること
- ③消防職団員及び消防功労者等の表彰に関すること
- ④消防の活性化に関すること
- ⑤消防思想の普及を図ること
- ⑥消防関係団体の育成及び協力に関すること
- ⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県消防協会事業に対する補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本件補助金の算定方法・上限額・補助対象経費の範囲は定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は消防協会であり、県が執務室を貸与している。交付条件を満たす者は消防協会のみであり、県内に支出の対象となる他の相手先は存在しない。

交付先における補助事業の遂行能力について、特段の検討は行っていない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

前年度の消防協会の収支状況等に鑑み、決定される。

財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成元年度に開始され、26年継続している。過去5年間において、大きな見直しがされたことはなく、廃止の検討もされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	4,300	4,300
平成24年度	4,300	4,300
平成25年度	4,300	4,300
平成26年度	4,300	4,300
平成27年度	4,300	4,300

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助年度の次年度の5月15日までに実績報告書を提出するものとされている(要綱第7条)。実績報告書については、支出内容や金額の正確性等の検証がなされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われていたが、事後的な評価はなされていない。

(2) 群馬県防災ヘリコプター運航連絡協議会運営費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 本件補助金の特質の交付要綱への反映について(意見11)

結論：本件補助金については、その特質を反映させた要綱を作成すべきである。

説明：本件補助金については、①補助金額の算定方法・上限額・補助対象経費の範囲が

交付要綱で定められておらず、補助金支出の効果の検討が不十分であり、事後的評価もなされていない。ただ、これは、これら一般的に補助金事務に必要とされる手順が本件補助金の特質にそぐわないという事情による。ヘリコプターの運航連絡協議会の設置については、消防庁から都道府県に通知され、運行調整交付金も地方交付税で手当されており、裁量の余地がほとんどない。したがって、本件補助金について、県の一般財源で支出する他の多くの補助金と同様の取扱をすることの方が無理があるといえる。ただ、そうであるならば、他の補助金と本質的に異なる交付要綱の定めによるのではなく、本件補助金の特質を反映した交付要綱を作成し、それに則って事務を行うことが望ましい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、群馬県防災ヘリコプター運航連絡協議会（以下、「協議会」という。）が、群馬県防災ヘリコプターの円滑な連絡管理を図り、本件の消防防災体制の充実・強化に資することを目的に行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県防災ヘリコプター運航連絡協議会に対する補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

交付要綱には、補助対象となる事業の範囲と補助率（「10/10以内」）しか定められておらず、補助金額の算定方法・上限額・補助対象経費の範囲に関する定めがない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は協議会であり、支出先への県有施設の貸与はない。交付条件を満たす者は協議会のみであり、県内に支出の対象となる他の相手先は存在しない。

なお、本件補助金は防災航空隊員を派遣している消防本部に助成金を交付するものであり、その後各消防局へ同額で分配されている。

交付先における補助事業の遂行能力について、特段の検討は行っていない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱に基づき決定される。

財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成8年度に開始され、19年継続している。これまで大きな見直しはされたことはなく、廃止の検討もされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	7,726	7,726
平成24年度	7,726	7,724
平成25年度	7,726	7,724
平成26年度	7,726	7,725
平成27年度	7,726	7,723

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は協議会の運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

補助金としては、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助年度の次年度の5月末日までに実績報告書を提出するものとされている（要綱第6条）。実績報告書については、支出内容や金額の正確性等、検証をしている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

本件補助金は、県民の生命、身体及び財産を火災その他災害から保護するために有効な事業を行うことにより、地域社会の安心及び安全の確保に寄与するものであり、期待される効果は発揮できているとのことであるが、特段の評価は実施されていない。

4. 総務部総務事務センターの補助金

(1) 福祉関係団体運営費補助金（地方職員共済組合群馬県支部運営費補助金）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助対象事業の内容・補助金交付の目的の定めがないことについて（意見12）

結論：本件補助金の交付要綱に、補助対象事業の内容・補助金交付の目的の定めを置くべきである。

説明：本件補助金の交付要綱には、補助対象事業の内容・補助金交付の目的に関する定めが見当たらず、かろうじて「趣旨」として「県は、地方職員共済組合群馬県支部（以下「共済組合」という。）が実施する各種の福祉事業に」「補助金を交付する」との記載があるのみである。

確かに、本件補助金は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する計画を樹立し、実施することを地方公共団体に義務付けた地方公務員法第42条が根拠となると考えられ、地方公務員等共済組合法第112条第1項第1号の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業に対する補助金であるから、上記のような趣旨規定が置かれたのかもしれない。

しかし、実際は、上記の事業を、健康保持・疾病予防のための人間ドック受診費助成と元気回復のためのスポーツ大会開催費助成というように補助対象事業と補助金が具体化されており、これらが、上記の法令等に基づく事業を実施し、職員の健康保持・疾病予防・元気回復等を図る目的でなすものであることは、法令が存在していても、補助事業実施の目的となり得る事柄である。

本件補助金の位置づけを明確にする意味でも、法令等から導かれる本件補助金の目的を交付要綱上も明らかにしておくことが望ましい。

(イ) 交付決定前に支出の効果を検討していないことについて（意見13）

結論：本件補助金の交付決定の前段階で支出の効果の検討を行うべきである。

説明：本件補助金については、補助金の交付決定を行うか否かの判断の際には、その支出の効果を検討しなくてはならないが、かかる検討がなされていない。

補助金の目的や内容によっては具体的な支出の効果を検討することが困難なこともあり得るのは確かであるが、未だ目的が明確に定められていない本件補助金がそのような補助金であるということは早計である。

まずは、本件補助金の交付決定の前段階で、必ず支出の効果を検討することを試みるべきである。

補助対象事業は、労働安全衛生法第66条の健康診断の代わりになるものであるから、例えば、人間ドックを含めた職員の健康診断の受診状況にどれだけ反映されているか、一律に健康診断を実施した場合と相違ないか、単価1万～1万2千円は妥当であるかといった観点から、補助金支出の効果を事前に検討することも考えられる。

(ウ) 成果指標が設定されていないことについて（意見14）

結論：可能な限り具体的な成果指標を設定した上で、評価を行うべきである。

説明：本件補助金については、補助金支出の効果を測定するための具体的な成果指標が設定されていない。例えば、共済組合の交付申請書には、事業の目的として「組合員の保健、保養、及び教養のための各種事業を実施し、組合員の福祉増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資する。」との記載がある。とすると、例えば、組合員の福祉増進については、組合員の受診率や病欠の日数や割合を指標とすることも考えられ、また、公務の能率の向上については、組合員の残業時間や時間当たり業務処理量などに関連する事項を指標とすることも考えられる。補助金の目的と具体的な成果指標の欠如が事前・事後の効果の検証の欠如を招いているともいえるので、他の意見に対して措置を行うために重要となる点でもある。

もっとも、県行政全般に係る政策及び施策の方向性を総合的かつ体系的に定めた県総合計画や個別計画においては、成果指標を設定しての評価が行われており、上記の点に全く配慮がなかったわけではない。また、補助金については、政策、施策、事業といった個々のレベルの取組みのうち、事業を進めるための一つの手段であり、事業の方向性に基づき個々の補助金の目的等を設定した上で、交付を行うものであることから、補助金によっては評価を行う上での適切な成果指標の設定が難しいものがあることも確かである。

そこで、本件補助金の目的や性質がよく検討されることを前提として、可能な限り具体的な成果指標を設定した上で、評価を行うべきであると考えます。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱には「県は、地方職員共済組合群馬県支部（以下「共済組合」という。）が実施する各種の福祉事業に」「補助金を交付する」としか記載されていない。

共済組合の主な事業は、人間ドック助成、職員診療所助成、職員球技大会補助等であり（所要経費＝共済等財源＋県補助金確定額定額）、共済組合の交付申請書には、事業の目的として「組合員の保健、保養、及び教養のための各種事業を実施し、組合員の福祉増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資する」との記載がある。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、地方職員共済組合群馬県支部福祉事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

上限額は2440万円であり、以下の金額を知事部局、企業局、病院局の人数で案分する方法で算定されている。

- ・人間ドック：40歳以上×1万1千円→2984万3千円
- ・職員診療所助成：補助率1/2→305万9千円
- ・職員球技大会補助：補助率10/10→40万円
- ・地方公務員法第42条補助：21万5千円

補助事業完了後、実績報告書の内容が精査され、補助金額が確定される。

(エ) 本件補助金の支出先

地方職員共済組合群馬県支部であり、支出先への県有施設の貸与はない。交付条件を満たす者は同組合のみであり、県内に支出の対象となる他の相手先は存在し得ない。交付先における補助事業の遂行能力について、特段の検討は行っていない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱に基づき決定される。

財源は一般財源であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和40年度に開始され、50年継続している。これまで大きな見直しがあったことはないが、計算式の見直しをするなど補助金額の固定化には至っていないと認められる。廃止の検討はされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	28,286	28,286
平成24年度	27,133	27,133
平成25年度	24,480	24,480
平成26年度	24,480	24,480
平成27年度	24,440	24,440

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額及び定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助年度の次年度の5月31日までに実績報告書を提出するものとされている(要綱第7条)。実績報告書については、支出内容や金額の正確性等、検証をしている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われているが、特段の評価は実施されて

いない。

5. 総務部女子大学の補助金

(1) 群馬県立女子大学海外留学等奨励金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、群馬県立女子大学の設置理念の一つである「国際化社会に対応し得る幅広い教養と豊かな情操を備えた人材を育成すること」を実現するため、学生が行う海外留学及び海外研修（以下「海外留学事業等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県立女子大学海外留学等奨励金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

研修機関との間の往復渡航費及び研修機関に納付する授業料等の合計額の2分の1以内とし、毎年度定める額を上限としている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は県立女子大に在学する学生であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金につき県立女子大内に掲示するなどして情報を発信している。

申請のあった学生については、県立女子大内での単位取得状況などから、当該学生が留学にふさわしいかどうかを検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

算定方法は要綱に基づく。財源は一般財源等であり、支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。しかし、県立女子大では、補助金申請者に、作文、留学先機関の概要・授業内容、学習計画書を提出させ、適切に留学が行われるかを事前に確認している。特に、長期留学に関しては、学部の教員に留学内容を相談させることによって、より有意義なものになるよう指導しているとのことである。また、学生は国際的な環境の中での語学能力の向上や芸術作品の現地調査等の学修に行くのであって、補助金の交付を受けた学生が国際的な仕事に就くかどうか等本人の進路に関わることをもって効果とすることはできないと考えられる。従って、支出の効果そのものの検討がなくても、留学の適否の検討が県立女子大においてなされているのであれば、問題ないものと判断する。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成15年度に開始され、12年継続している。過去において支出額を見直した経緯はないとのことだが、補助金の性格上、毎年の留学希望者の数などに左右されるので、一定額で固定化するというよりは、補助の要件・算定方法の見直しがされていないという趣旨と受け取ることができる。

廃止の検討はされていない。

(単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成23年度	22,000	21,810
平成24年度	21,240	20,885
平成25年度	20,000	19,543
平成26年度	20,000	17,578
平成27年度	20,000	19,675

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

海外留学を行う学生にあっては、当該事業完了後1か月以内又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、海外研修を行う学生にあっては、当該事業完了後1か月以内に提出するものとされている(要綱第7)。実績報告書については、支出内容や金額の正確性等、検証をしている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

成果指標については具体的に定められていないが、留学先での学修が適切であったかを測るため、県立女子大が本件補助金の交付を受けた学生には単位認定申請をさせており、そこでの厳格な手続で代替されていると考えられる。また、本件補助金の効果の事後評価としては特に実施されていないが、本件補助金の交付を受ける学生には、県立女子大が事前・事後に作文及びTOEICのスコアを提出させ、どのような変容があったのかを確認しているので、代替手段は採られていると認められる。

